



和歌山市公報

令和6年（2024年）8月1日
第1780号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 告 示 】

番号	ページ
300 元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定（令和5年告示第141号）の一部改正	(財政課) 2
300-2身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者支援課) 3
301 身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者支援課) 4
302 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
303 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 6
304 放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 7
305 公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(高齢者地域福祉課) 8
306 公示送達（令和6年度後期高齢者医療保険料督促状）	(高齢者地域福祉課) 9
307 市道路線の認定	(道路管理課) 10
308 道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 11
309 道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 12
310 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）	(納税課) 13
311 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 14
312 公示送達（令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度（令和5年度）介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 15
313 公示送達（令和5年度国民健康保険料更正通知書並びに令和6年度国民健康保険料更生通知書及び納入通知書）	(国保年金課) 16
314 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出	(障害者支援課) 17

【 公 告 】

○ 道路位置の指定	(建築指導課) 18
○ 道路位置の指定	(建築指導課) 19
○ 道路位置の指定	(建築指導課) 20
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 21

【 教育委員会告示 】

11 教育委員会の招集	(教育政策課) 22
12 教育委員会の招集	(教育政策課) 23

【 企業局告示 】

26 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始	(企業総務課) 24
27 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による指定の承継及び営業所の所在地の変更の届出	(企業総務課) 25

和歌山市告示第300号

元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定（令和5年告示第141号）の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第231条の2の3第4項の規定により告示する。

令和6年7月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地（6）を次のとおり改める。

（6）東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
株式会社アイモバイル

（令和6年7月17日揭示済）

和歌山市告示第300-2号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月17日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
星野 晶子	リハビリテーション科	肢体不自由、 音声機能障害、 言語・そしゃく 機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年 7月1日

（令和6年7月17日揭示済）

和歌山市告示第301号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月19日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
金桶 吉起	脳神経内科	肢体不自由	和歌山南放射線科 クリニック	和歌山市紀三井寺 870番地2	令和6年 7月1日

（令和6年7月19日揭示済）

和歌山市告示第302号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年7月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月6日及び同月12日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年7月2日及び同月10日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年7月19日揭示済)

和歌山市告示第303号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年7月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和6年7月1日、同月2日、同月3日、同月8日及び同月11日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年7月19日掲示済)

和歌山市告示第304号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年7月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年7月22日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和6年4月6日及び12日	令和6年4月19日
J R和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和6年4月4日	令和6年4月19日
和歌山市内一円市道上	令和6年4月2日、3日、11日及び 12日	令和6年4月19日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年7月19日揭示済)

和歌山市告示第305号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和6年7月24日揭示済)

和歌山市告示第306号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和6年8月13日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年7月24日揭示済)

和歌山市告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
12-138	宮北138号線	和歌山市納定 和歌山市納定	
12-139	宮北139号線	和歌山市納定 和歌山市納定	
16-197	宮前197号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島	
16-198	宮前198号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島	
16-199	宮前199号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島	
16-200	宮前200号線	和歌山市南出島 和歌山市南出島	
24-169	西和佐169号線	和歌山市岩橋 和歌山市出島	
24-170	西和佐170号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
25-173	岡崎173号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-174	岡崎174号線	和歌山市寺内 和歌山市寺内	
34-221	小倉221号線	和歌山市小倉 和歌山市小倉	

(令和6年7月25日揭示済)

和歌山市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年7月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
12-138	宮北138号線	和歌山市納定95番14地先 ～ 和歌山市納定72番13地先	173.9	4.20 ～ 7.50
12-139	宮北139号線	和歌山市納定95番36地先 ～ 和歌山市納定72番14地先	122.6	4.20 ～ 6.00
16-197	宮前197号線	和歌山市南出島52番1地先 ～ 和歌山市南出島49番7地先	153.4	6.00
16-198	宮前198号線	和歌山市南出島49番11地先 ～ 和歌山市南出島48番1地先	45.7	6.00
16-199	宮前199号線	和歌山市南出島49番10地先 ～ 和歌山市南出島49番8地先	70.0	6.00
16-200	宮前200号線	和歌山市南出島49番8地先 ～ 和歌山市南出島49番9地先	21.0	6.00
24-169	西和佐169号線	和歌山市岩橋612番3地先 ～ 和歌山市出島1番11地先	255.2	3.40 ～ 17.90
24-170	西和佐170号線	和歌山市岩橋637番1地先 ～ 和歌山市岩橋640番1地先	65.7	3.60 ～ 5.40
25-173	岡崎173号線	和歌山市神前157番7地先 ～ 和歌山市神前157番15地先	76.2	6.00
25-174	岡崎174号線	和歌山市寺内273番1地先 ～ 和歌山市寺内271番2地先	33.6	3.80
34-221	小倉221号線	和歌山市小倉410番5地先 ～ 和歌山小倉411番2地先	55.8	5.40 ～ 11.50

(令和6年7月25日揭示済)

和歌山市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
9-23	旧	今福23号線	和歌山市湊 和歌山市湊	
	新	今福23号線	和歌山市湊 和歌山市西浜	終点の変更

(令和6年7月25日揭示済)

和歌山市告示第310号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月29日

（登載省略）

和歌山市長 尾花正啓

（令和6年7月29日揭示済）

和歌山市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月30日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和6年7月30日掲示済)

和歌山市告示第312号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第2期の納期は、 令和6年8月9日に変更する。
令和6年度 （令和5年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和6年7月30日掲示済）

和歌山市告示第313号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月31日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年8月26日に変更する
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年8月26日に変更する
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年8月26日に変更する

（別紙省略）

（令和6年7月31日揭示済）

和歌山市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関	担当する医療 の種類	(主として担当する医師) 変更前	(主として担当する医師) 変更後	変更年月日
日本赤十字和歌山医療 センター (和歌山市小松原通4 丁目20)	心臓	金光 尚樹	阪口 仁寿	令和6年7月1日

(令和6年8月1日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年7月18日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年7月16日 和建指第2764号	和歌山市粟字重道ノ坪 157番7の一部	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本 義久	6.00m × 41.55m 41.55m

(令和6年7月19日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年7月23日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年7月19日 和建指第2758号	和歌山市三葛字北開ケ5 88番1、593番1	和歌山市和田310番地 4 株式会社イエステージ 代表取締役 和田 静佳	6.00m × 68.21m 68.21m

（令和6年7月19日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和6年7月29日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和6年7月25日 和建指第2698号	和歌山市出水字四反長3 5番1	和歌山市中之島1518 番地 中之島801ビル 5階 ヤマイチ・ユニハイムエ ステート株式会社 代表取締役 山田 茂	6.00m × 35.37m 35.37m

（令和6年7月29日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市小豆島字口田91番1
和歌山市小豆島字口田91番19
和歌山市小豆島字口田91番35
和歌山市小豆島字口田91番37
和歌山市小豆島字口田91番40
和歌山市小豆島字口田91番41
和歌山市小豆島字口田91番42
和歌山市小豆島字口田91番43
和歌山市小豆島字口田91番44
和歌山市小豆島字口田91番45
和歌山市小豆島字口田91番46
和歌山市小豆島字口田91番47
和歌山市小豆島字口田91番48
和歌山市小豆島字口田91番49

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年8月1日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第11号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年7月18日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年7月23日（火） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市西汀丁29番地
教育文化センター2階 会議室
- 3 事案
(1) 令和7年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択について
(2) その他

(令和6年7月18日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第12号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年7月25日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

1 日時 令和6年7月31日（水） 午後6時から

2 場所 和歌山市西汀丁29番地
教育文化センター2階 会議室

3 事案

(1) 令和7年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択について

(2) その他

(令和6年7月25日掲示済)

和歌山市企業局告示第26号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始**(1) 供用を開始すべき年月日**

令和6年8月1日

(2) 下水を排除すべき区域**ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域**

中之島、湊、砂山南四丁目、西小二里一丁目の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

加太、西庄、木ノ本、古屋、梅原、土入の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 中之島、湊、砂山南四丁目、西小二里一丁目、加太、西庄、木ノ本、古屋、梅原、土入の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始**(1) 下水の処理を開始すべき年月日**

令和6年8月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和6年7月18日揭示済)

和歌山市企業局告示第27号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第7条の規定により指定工事店の営業の譲受けの承認をし、同条例第9条の規定により営業所所在地の変更届出があったので、同条例第18条第2号及び第6号の規定により告示する。

令和6年7月26日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

指 定 番 号	第333号
承継及び変更年月日	令和6年7月1日

	承 継 及 び 変 更 前	承 継 及 び 変 更 後
指 定 工 事 店 名	畑上工務店	
営 業 所 所 在 地	和歌山市下三毛644	和歌山市下三毛8-1
代 表 者 氏 名	畑上 純一	畑上 臣吾

(令和6年7月26日掲示済)